

地域金融機関の取り組みについて

和田 夏彦会員

今日は地域金融機関の取り組みについて3つお話をさせていただきます。

金利のある世界となり、預金金利上昇による預金獲得競争や貸出金利上昇による個人の住宅ローンの影響などの話がメディアではよく取り上げられています。これからの長い目で見た取り組みの話をさせていただきます。

1つ目はまず、地域金融機関についてです。地域金融機関といっても大きく分けて3つに分類されます。ひとつが地方銀行、第二地方銀行の銀行です。2つ目が私も勤務する信用金庫や信用組合です。3つ目が労働金庫や農協、漁協という分類になります。銀行と信用金庫を比較すると次のようになります。銀行は株式会社の形態であり、投資家のために利益を追求します。また、銀行名にそれぞれの地域名がついていても営業は日本全国どこでも可能であり、取引対象も個人から中小企業、大企業と制限はありません。それに対して信用金庫は協同組織金融機関のため、出資金を出してもらい会員制度となっています。そのため会員のための組織であり、会員は利用者ですから利用者保護となります。また、営業地域は定款で定められており、取引対象も営業地域内の個人、中小企業、エリア内に勤務する従業員や役員になります。地域で集めた預金を地域で貸出ことにより地域を発展させるという相互扶助になります。

また、信用金庫、信用組合、銀行を比較すると根拠となる法律、目的の違いから組織や会員になるための会員資格、業務の範囲が違うのがわかります。

2つ目の新たなミッションとして「地域金融力強化プラン」というものを説明します。これは昨年12月に金融庁が公表したものです。人口減少や少子高齢化が進行する中、地域金融機関が地域経済の持続的な発展に貢献する「地域金融力」を最大限に発揮できるようにするための総合的な政策パッケージとなっています。内容は大きく分けて2つの項目からなっています。1つは地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決であり、もう1つは地域金融力発揮のための環境整備に関する施策を取りまとめたものです。金融庁のホームページに詳細なものや概要が出ています。1つ目の地域企業価値向上のためには内外のプレイヤーと連携しつつ、成長意欲の高い企業を中堅企業に成長させること。事業承継やM&A、経営人材の確保やDXの支援やまちづくりへの参画により課題解決を行うことにより地域金融力を発揮し、地域が持続的に発展することを目的としています。2つ目については地域金融機関が地域金融力を発揮するために十分な経営体力や収益基盤を確保することが求められるが、経済・市場の変動対応に加え、サイバー攻撃やマネーロンダリングへの対応等金融サービスを安定的に提供するためのコストは増大しています。高度なシステム専門人材確保の必要性もある。また、預金減少する金融機関は経営の選択肢が狭まる可能性もある。さらに大規模な自然災害や新たな感染症が生じると経営基盤が揺らぐこともあるため、地域社会からの期待に応えるための環境整備に取り組むというものです。

3つ目の新しい担保についてお話します。今年の5月25日に事業性融資推進法が施行され「企業価値担保権」という新たな担保制度がスタートしました。どんな担保かと説明すると不動産担保や経営者保証に過度に依存しない、会社が保有する有形・無形（特許・のれん・ノウハウ等）すべての資産、事業全体が担保となるものです。まだ、制度が始まったばかりなので利用者がそれほど多くないため、想定される利用者を示すと、スタートアップ企業やベンチャー企業が考えられます。事業を開始したばかりのベンチャーは担保になるものがほとんどなく、事業の将来性を担保として考えるものです。次に少し業績が落ち込んでしまった事業再生にある企業です。再生については金融機関としっかりと対話しながら取り組んでいくことが求められるためこの担保は有効と言えます。それ以外には事業承継やM&Aの時に利用されることが想定されます。事業承継時の不安定な時に前代表者の経営者保証に代わるものとして、またM&Aやプロジェクトファイナンスの際に個別に色々な資産を担保とする際に契約が複雑になるところを企業価値担保権であれば従来よりは容易に担保を設定しやすくなります。ただ、注意点もあります。商業登記簿に登記されるので、企業価値担保権がついていることは誰にでもわかってしまうということです。また、有事の際には会社の資産すべてが担保として抑えられてしまうので、他の金融機関は取引がしづらくなります。しかし、メイン行として取引をするという会社と金融機関の認識のもとに担保設定を行うので、しっかりとメインバンクが決まるという面もあります。それ以外に、複数行で協調して担保を付けることも可能です。利用できるのは株式会社や持分会社に限られ、個人事業や一般社団法人などは利用できません。それと事業計画を提出し、定期的に金融機関と対話する必要がある、前向きに捉えて伴走者として理解してくれればいいのですが、色々と言われるのではないかと考え、手間だと思ってしまうデメリットになります。重要資産の処分時にも金融機関の承諾が必要となります。まだ、始まったばかりの制度なので、それ以外の成長資金として利用することも想定されます。

以上が本日の3つ話となります。金融機関に求められることは、時代とともに変わってきており、金融だけではないことも多く求められています。これからの取り組みとして覚えていてもらえると幸いです。